# ○学校法人立命館コンプライアンス委員会規程

2009年３月４日

規程第798号

（目的）

第１条　学校法人立命館コンプライアンス推進規程（以下「推進規程」という。）第10条にもとづき、理事長の下に学校法人立命館コンプライアンス委員会（以下「コンプライアンス委員会」という。）を設置する。

（コンプライアンス委員会の任務）

第２条　コンプライアンス委員会の任務は、次に掲げる事項とする。

(1)　本法人およびその設置する学校（以下「本法人」という。）におけるコンプライアンスの推進に関する重要な方針およびその変更を理事長に提案すること

(2)　本法人におけるコンプライアンスの推進のための啓発および研修を企画し実施すること

(3)　本法人におけるコンプライアンスの推進方針に反する事例を処理し、再発防止策の策定を理事長に提案すること

(4)　学校法人立命館通報取扱規程第15条の２第２項に定める措置を理事長に答申すること

(5)　コンプライアンスの推進に関する取組の公表に関すること

(6)　その他、委員会がコンプライアンスの推進のために必要と認めた事項

（コンプライアンス委員会の構成）

第３条　コンプライアンス委員会は、次の者によって構成する。

(1)　学校法人立命館寄附行為第７条第１項第１号および第２号に掲げる理事より２名

(2)　常務理事（総務担当）

(3)　常務理事（一貫教育担当）

(4)　理事である立命館大学副学長より１名

(5)　理事である立命館アジア太平洋大学副学長より１名

(6)　法務コンプライアンス室長

(7)　弁護士等より２名

(8)　その他理事長が指名する者

２　前項第１号、第４号、第５号、第７号および第８号に掲げる委員は、理事長が任命する。

３　第１項第１号から第６号までに掲げた委員の任期は、その職の在任期間とする。第７号

および第８号に掲げた委員の任期は２年とする。

（委員長）

第４条　委員会に委員長をおき、前条第１項第１号に掲げた委員の中から委員会において選出する。

２　委員長は委員会を招集し、その議長となる。

３　委員長に事故があるとき、または欠けるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

（コンプライアンス委員会の開催等）

第５条　コンプライアンス委員会は、年１回定例で開催するほか、必要に応じて開催する。

２　コンプライアンス委員会は、委員の２分の１以上の出席によって成立する。

３　委員会の議決は、出席した委員の過半数の賛成を必要とする。可否同数の場合は議長の決するところによる。

４　必要と認める場合には、委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

５　監事は委員会に出席することができる。

（調査委員会）

第６条　コンプライアンスの推進方針に反する疑いのある事実が発見され調査が必要となった場合は、コンプライアンス委員会の下に調査委員会を設置することができる。

２　調査委員会の設置は、コンプライアンス委員会委員長の承諾を得て、法務コンプライアンス室長が行う。

３　法務コンプライアンス室長は、調査委員会を設置した場合、後に開催されるコンプライアンス委員会に報告しなければならない。

４　調査委員会の調査手続について必要な事項は、別に定める。

５　調査委員会が緊急を要すると認めるときは、理事長は当該組織または当該個人に対しコンプライアンスの推進方針に反する疑いのある行為を中止させ、その他必要な措置を講じなければならない。

（利害関係者の排除）

第７条　コンプライアンス委員会委員、調査委員会委員およびこれらの委員会で意見を求められる者は、自らに関係する事案の処理に関与してはならない。

（調査結果の報告）

第８条　調査委員会は、第６条第１項による調査を完了したときは、直ちにコンプライアンス委員会に報告しなければならない。

２　前項の報告を受けたコンプライアンス委員会は、第２条第３号に掲げる事項について議決する。

（守秘義務）

第９条　コンプライアンス委員会の委員および調査委員は、その業務上知ることのできた秘密を調査に必要な場合を除いて、他に漏らしてはならない。職務を退いた後も同様とする。

（規程の改廃）

第10条　この規程の改廃は、常任理事会が行う。

附　則

この規程は、2009年４月１日より施行する。

附　則（2010年９月22日通報調査委員会の新設に伴う一部改正）

この規程は、2010年10月１日より施行する。

附　則（2015年３月10日委員会構成の変更に伴う一部改正）

この規程は、2015年３月10日から施行する。

附　則（2017年10月18日委員会構成の変更に伴う一部改正）

この規程は、2017年10月18日から施行する。

附　則（2018年９月５日学校法人立命館通報処理規程の全部改正に伴う一部改正）

この規程は、2018年10月１日より施行する。